

むつ税務署からのお知らせ

◎消費税（地方消費税を含む）の税率が平成26年4月1日から8%になります

※平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するには、帳簿などにおいて、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

◎総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込み価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

◎消費税の納付は期限内に！

消費者のみなさん一人ひとりが負担している消費税。

事業者のみなさんが期限内に納めるためには...

その1 納税資金の積み立て

いざ納付というときに資金不足とならないように、計画的な納税資金の積み立てをするなど、事前のご準備をお願いします。

その2 振替納税

個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。

※ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出が必要です。（国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意しております。）

注意！ 納付が期限に遅れた場合、あるいは残高不足などにより振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

◎税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※不審な電話があった場合には、即答を避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切り、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎平成25年分の申告と納付の期限をお忘れなく

■ 平成25年分の申告と納付の期限は次のとおりです。

○ 申告所得税、贈与税..... 3月17日(月)

○ 消費税および地方消費税... 3月31日(月)

◆ 振替納税をご利用ください

ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる確実に便利な振替納税をぜひご利用ください。

【振替納税による振替日】

○ 申告所得税..... 4月22日(火)

○ 消費税および地方消費税... 4月24日(木)

【お問合せ】むつ税務署 ☎22-3294

伊奈っぺい もつふかい

出版記念講演 3月19日(水)

会場：下北文化会館 展示ホール 開場：13:30 開演：14:00 終演：15:30

主催：伊奈っぺいむつ倶楽部 チケット：前売券 2,000円 当日券 2,300円

お問い合わせ：有限会社 小田桐石材 電話33-3166

当日券はなくなり次第終了いたします。